

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第2回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (走谷保育所)
開催日時	平成29年10月26日(木) 19時00分から21時00分まで
開催場所	枚方市役所別館4階 第3委員会室
出席者	富岡委員・石田委員・高橋委員・今村委員・滝本委員・浅野委員
欠席者	谷委員
案件名	① 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準(案)と選考方法について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項 資料2 枚方市立保育所移管に係る提出書類及びプレゼンテーションについて 資料3 今後のスケジュール(案)
決定事項	・枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準(案)と選考方法について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課

審 議 内 容

【会長】

定刻となりましたので、第2回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めます。なお、本日の会議は、概ね2時間程度を予定していますので、よろしくお願いします。

なお、議事にさきがけまして事務局から報告事項がございますので、お願いします。

【事務局】

それでは会議に先立ちまして、事務局からの報告をさせていただきます。

まず1点目が、前回の審査会でご審議いただきました、募集要項についてですが、提出書類の様式等と合わせ、10月5日付けで本市ホームページに掲載し、募集を開始させていただいております。どうもありがとうございました。

2点目として、募集要項にも記載していましたが、応募を検討中の法人を対象とした説明会及び現地見学会を去る10月15日の日曜日に走谷保育所で実施いたしました。なお、運営法人の応募にあたりましては、この説明会への参加を条件としておりましたが、説明会には4法人の参加があったことをご報告します。

もう1点ですが、前回の審査会での議論の中で、過去の民営化実施園で多数の退職者がでた点について、個別の事情によるものなのか、或いは民営化によるシステム的な要因によるものなのかについて、検証が必要なのではないかというご意見があったかと思えます。

その点につきまして、先日、委員からも民営化後の保護者アンケートなどから読み取ることではできないのかと言ったご指摘もいただきましたので、事務局としての検証内容について、ご説明いたします。

【事務局】

まず、検証対象としては、比較的近い例である、平成26年度に民営化を実施した宮之阪保育所、平成27年度に民営化を実施した北牧野保育所、中宮保育所の3園について、まず委員からのご意見も踏まえ、保護者アンケートの結果を確認いたしました。アンケートの中では、自由意見を記述していただく項目も含め、保育内容等に関して多くのご意見をいただいておりますが、いずれの保育所も、職員の退職といった点についてのご意見はありませんでした。

また、民営化の法人決定後、民営化の前後各1年程度の期間、市と法人と保護者で三者懇談会を何度か開催して、意見交換などを行ってきておりますが、その内容について確認しますと、ある保育所の懇談会において、多くの職員が退職しているといったことについて議論されておりましたが、ただ、その理由については、体調不良や、各職員それぞれの理由で辞められたとの説明がされており、直接民営化との関連については確認できておりません。また、他の2箇所の保育所については、三者懇談会の中でも職員の退職といった内容については、全く議論されておりました。

こういったことから考えまして、過去に民営化後に多くの退職者が出たという事例があったことは事実ですが、民営化を実施した全ての保育所でそのようなことがあったとは確認できませんので、事務局としましてはシステム的な問題というよりは、個別の保育所において起こってしまったケースではないかと考えております。

ただし、急な病気など避けようの無い理由もあるとは思いますが、今後の民営化においてそうい

ったことが起こらないように、移管法人にも引継ぎ保育の意義などを十分認識いただいた上で、職員採用などを行なっていただくよう、法人決定後の意見交換などで求めていく必要があると考えています。以上でございます。

【会長】

報告事項については以上でよろしいでしょうか。それでは、事務局から本日の会議についての説明をお願いいたします。

【事務局】

本日の会議についてのご説明をさせていただきます。

まず、初めに、本会議の委員の出席状況でございますが、本会議は委員7名で構成されておりますけれども、本日は谷委員から欠席のご連絡をいただいております。本日の出席委員につきましては6人ですが、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により本会議が成立していることをご報告いたします。

続いて、本日の案件についてご説明いたします。お手元の次第をご覧ください。

本日ににつきましては、前回、9月29日に開催いたしました第1回審査会でお時間の関係でご審議いただけませんでした案件について、改めてご審議いただきたいと考えております。

案件に先立ちまして、まず「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」をご説明をさせていただきます。続いて案件といたしまして、①「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）と選考方法について」をご審議いただきたいと思っております。

最後に、事務連絡等といたしまして、今後のスケジュールについてご確認をさせていただきたいと思っております。

また、本日の資料につきましては、お手元にファイリングさせていただいております。第1回審査会資料の資料9、資料10を使用して説明させていただきたいと思っております。

また、募集要項と、提出書類と、プレゼンテーションについての資料の確定版もお手元にご用意させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局からの説明に沿って議事を進めていきたいと思っておりますが、それでは案件に先立ちまして、事務局から「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」のご説明をさせていただきます。本日、配布資料の資料2になります。「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」をご覧ください。

これは、前回の第1回審査会の資料⑧として、ご用意させていただいたものと同じ内容にはなりますが、前回、ご説明ができておりませんでしたので、改めてご説明をさせていただきたいと思

ます。

申し込みにあたりまして、法人から提出を求める書類といたしましては、表に記載のように1から21までの書類がございます。

順に申し上げますと、様式1としまして、保育所運営申込書。様式2、応募に至る動機・目的。様式3、運営法人の経営方針や保育所運営方針となっており、次に、様式4の保育所事業計画等というのがありますが、ここでは保育所事業のさまざまな項目について法人の考えなどを記載をさせていただくこととしております。資料8の表紙から5枚ほどめくっていただきまして、様式4をご覧くださいでしょうか。この中身につきましては、大項目として、1の保育所運営についてというところでは、保育理念や定員、開所時間など6項目について。めくっていただきまして2ページ中ほどの大項目2、保育内容等につきましては、保育内容、障害児保育、食物アレルギーなど8項目について。4ページになりますけれども大項目3、職員についてというところでは、保育士配置や採用及び構成など5項目について。5ページの大項目4の引き継ぎ等につきましては、保護者説明会や三者懇談会など5項目について。6ページの5その他では、保育所名や保護者への対応など6項目について、募集要項や、後ほどご説明します法人選定に係る選考基準などとも関連づけて、法人としての考えを記載させていただくといったものになります。

資料の表紙にお戻りください。

次に様式5、保育所整備計画書ですが、新たな保育所と仮設保育所に関する基本的な整備計画・整備内容等についての考えを記入していただきます。過去には添付書類として図面などを用意される法人もありましたが、整備に関する条件も詳細にはわからない中で短い時間で作成された内容ということにもなりますので、それをもとに審査するということは、適当ではないという部分もありますので、様式に関する添付書類は審査の対象としないことを、この下の※2に記載をしております。

次に、様式6、資金計画書ですが、今回、新たな保育所と仮設保育所の整備ということがありますので、整備に係る資金の負担等、資金の調達方法などについて、記載をさせていただくこととしております。

次に、様式7の法人理事長及び施設長予定者の履歴書ですが、これは法人理事長と施設長予定者の経歴などをそれぞれの様式で提出をいただきます。

様式8では、法人の財産目録を提出していただきます。

最後、様式9の提案内容概要書につきましては、法人からの提案内容を概要としてまとめたものとなっております。こちらを見ていただければ、提案内容がコンパクトにわかるようになっておりますので、これは法人決定後の保護者説明会などにも活用していく考えであり、募集要項にもそのように記載をしております。

以上が様式として定めているものでございますが、それ以外に提出書類といたしまして、添付10から添付21までがございます。

10として本部会計の貸借対照表、11が施設会計の貸借対照表、12が本部会計の決算書一式、13が施設会計の決算書一式、14が本部会計の予算書一式、15が施設会計の予算書一式、16が法人調書、17が保育所調書、これらは法人が、各所管の監査担当部局などに提出をしているものでございます。18は直近の法人指導監査の結果と回答文書の写し、19は法人定款、20は応募法人が現在、運営している保育所の保育目標、保育内容がわかるもの、パンフレットなどでも差し支えないとし

ております。最後に、21 としまして応募法人が現在、園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアル等としております。

以上の書類をフラットファイルにとじていただいて、インデックスをつけて整理をした上で提出をいただくこととしております。

めくっていただいて、資料の3ページ目では、プレゼンテーションの方法、選考後の選考基準の公表などについても記載をさせていただきます。

なお、これらの内容につきましては、10月5日付で、募集要項とともに本市のホームページに掲載をし、現在、法人の募集を行っているところでございます。以上でございます。

【会長】

ただいま事務局から説明がありました。この件について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

【委員】

資料2の7番、「法人理事長及び施設長予定者」と、理事長と施設長って、どんな役割分担なんですか。会社のイメージでいうと。

【事務局】

理事長は、いわゆるCEOといいますか、最高責任者ですね。社会福祉法人のトップということになりますね。

【委員】

社長ですか。

【事務局】

ということになりますね。施設長というのは、法人によっていろいろなんですけども、1施設しか運営されていないところもあれば、何十カ所と、たくさん運営しておられるところもあるんですが、そういう意味では施設長というのは、支店長といったらいいんでしょうか。それぞれの施設の最高責任者ではあるんですが、施設を任されている責任者という形になります。

【委員】

そうしたら、10番、11番の本部と施設というのも、本部というのがあるって、その下に施設が何カ所ある場合のという、そういう位置づけでいいんですか。

【事務局】

そうですね。

【委員】

わかりました。

【委員】

これって、理事長と施設長って、別人である必要は。

【事務局】

兼任はできます。

【会長】

他は、いかがでしょうか。

【委員】

施設が2つあった場合は、それは兼任できるんですか。それとも、その1つの施設に対して専任。

【事務局】

実態としては、兼任できるのは1カ所だけで、あとはそれぞれに施設長を置いているというケースの方が非常に多いです。その理由として、公から出るお金の中に施設長、保育所は所長設置加算というんですけども、所長の仕事に専任できるようにということで、そういう加算がつくんですが、それをとらなければ複数兼任は可能になりますが、大体、ほとんどの園では、それを取りますので、そうするとやっぱり1施設に1施設長がいるというふうな実態がほとんどかなと思います。

【委員】

枚方市としては、専任を置かなきゃいけないとかいうルールを決めているわけではないと。

【事務局】

そうですね。それは市が決めるようなものではないので。

【会長】

いかがでしょうか。他に何か。

【委員】

この16番の法人調書というのは、税務署やったら税務申告とかいう、枚方市に提出する法人調書って、どんなものなんですか。

【事務局】

社会福祉法人の基本的な部分に対して、いろいろ記載をしていくことになるんですが、例えば理事会で、理事が何名置かれていて、具体的に名前とか、経歴も含めて全部記載されているんですけども、理事会とか評議員会の内容ですとか、法人のさまざまなことが記載されているというものですね。

【委員】

報告ですか。私営の保育所の市に対する報告書ですか。

【事務局】

これは、監査を所管するところに出しますので、基本的には法人本部があるところの、権限によってまた変わるんですけど、枚方市は中核市ですので、枚方に本部があれば枚方市に出すという形になるんですけども、権限のないところは、大阪府とか都道府県に出すという形になります。

【委員】

はい。

【委員】

じゃ、次の保育所調書って、どういう内容ですか。

【事務局】

それは個別の施設、保育所だったら保育所の園長が誰でとか、職員が、全職員の名前があって、それぞれ住所とか、場合によっては給料まで書いてあるんですけども、そういった保育所の内容の細々なことが書かれているもので、もちろん、保育内容についても書かれていますので、それがこういう審査の中で参考になるということで、添付書類として求めているものなんです。

【会長】

いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、次の案件①「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）と選考方法について」の内、選考基準（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、選考基準（案）についてのご説明をさせていただきます。ファイルにとじております前回資料の資料9、運営法人選定審査会選考基準（案）をご覧ください。

この選考基準案の表がございますけども、一番上に各項目の名前が記載されております。右から2番目に一番広い項目がありますけども、「確認する内容」という欄につきましては、募集要項等の内容を細分化したものとなっております。それでは、表の見方についてご説明させていただきます。

選考基準といたしまして、募集要項の内容を、大きな事項として1から、裏面ですけど7までということで整理をしております。1番が、募集法人の経営等に関する事項。2番としまして、保育所運営に関する事項。3番としまして、保育内容等に関する事項。裏面に移りまして、4番としまして、職員体制に関する事項。5番としまして、引継ぎに関する事項。6番として、保護者への対応に関する事項。7番として、保育所整備計画に関する事項の7項目となっております。このくくりの中に、それぞれ募集要項の内容に応じた確認事項を設けております。また、この事項については全部で47項目ありまして、左端に1から47までの通し番号をつけております。

また、左から2番目の列は、先頭に「募集要項」と書いておられますとおり、募集要項の中での関連する項目の番号を示しております。

例えば、番号3をご覧ください。確認する内容としましては、「過去3年間の経営状態が安定しているか」という内容ですけれども、ここの募集要項の欄には4.(2)とございます。それでは、お手数なんですけれども、本日配付しております募集要項をご覧ください。募集要項の3ページをご覧ください。募集要項の3ページの、4番の(2)を見ますと、「保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること」と記載されております。このように、この欄は、選考基準と募集要項とを見比べていただくときの目次がわりに使っていただければというふうに思っております。

募集要項の内容につきましては、おおむね関連する番号を、この欄にそれぞれつけておりますけれども、募集要項の中で、採点による評価にそぐわない項目というのも一部ございますので、そういった項目については様式9の選考基準には含まれていないものも一部ございます。

続きまして、その隣、左から3番目の欄は、「確認書類等」となっております。確認していただく内容が先ほどご説明いたしました提出書類の内、どの書類、どの様式に示されているかということを表示しております。これも先ほどの例と同じく3番の「過去3年間の経営状態が安定しているか」という項目でご確認いただけますと、先ほど説明させていただきました提出書類の中で、様式6の資金計画書、様式8の財産目録というのがあったかと思えます。また、添付書類では各決算書、予算書などで、こういった項目について確認できるということが示されております。

また、法人に提出していただく、各提出書類の様式にも左端にある要求事項番号と同じ番号をつけておりますので、審査のときにどの様式に法人の考えが記載されているかを採点目次として活用いただきたいと思います。

なお、中には、資料9の2ページ目、裏面の一番上です。27番がございまして、27番のように、書類の他に、「プレゼンテーション」と書いてありますが、プレゼンテーションとあわせて確認をしていただく項目もございます。

続きまして、その隣、左から4番目の「事項区分」という項目になりますが、これは、それぞれの項目が確認事項、提案事項のいずれであるかをあらわしております。

この確認事項と提案事項の違いですが、例えば、確認事項につきましては、要項の中で、保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していることといったように条件をつけている項目がありますが、その条件を満たしているかどうかを確認していただく項目が確認事項となります。確認事項に対しまして、提案事項につきましては、例えばニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討することといった項目が募集要項にありますけれども、こういったように法人に検討を促して、対応について法人の考えや提案を聞くような項目というものが該当します。

最後に資料9の一番右の項目、配点の欄ですが、配点は、原則、各項目2点、1点、0点を基本に採点をしていただきます。

採点につきましては、資料2ページ、裏面の一番下の囲みに「採点にかかる注意事項」というものが書いておりますので、そちらをご覧ください。

まず、確認事項を満たしている場合は、1点とするとあります。

また、確認事項を上回る場合は、2点とする。

確認事項を下回る場合は0点とするということで、つまり基準を満たしていない場合は0点とな

ります。そのため、確認事項につきましては、1点を標準の点数といたします。

ただし番号4ですね。表面にまためくっていただきまして、4番につきましては、「保育所整備資金が確保できているか」、「保育所運営のための運転資金が確保できているか」という項目ですが、新たな保育所の整備や仮設保育所の整備もしてもらう必要もございますので、ここは重要な項目というふうに位置づけておりまして、(×3)と書いておりますが、点数が3倍となっております。

また、裏面にめくっていただきまして、番号43、44です。こちらについても、新たな保育所の整備や仮設保育所の整備が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令を順守した整備計画となっているかということを確認する重要な項目となりますので、(×2)と書いておりますが、点数を2倍に設定をしております。

また、様式9を見ていただきますと、点数、配点のところに1点のみの表示をされている項目が何カ所がございます。これは、必須事項ということで、必ず実施していただかなければならない項目となりますので、実施をするということが確認できれば1点の評価ということになります。

例えば、また、表面なんですけども、番号7をご覧ください。「90人定員となっているか。ただし、平成32年4月1日までに120人定員となっているか」という項目ですけども、あるいは9番の「開所時間は、7時から19時となっているか」といった項目につきましては、そのことを必須としておりますので、それが確認できれば1点という形になります。

次に、提案事項の採点になりますが、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点というふうになります。また、提案事項につきましては、基本的に0点を標準としております。なお、提案事項は、全部で8項目ございます。

また、配点欄全体を見ていただきたいのですが、各項目で、基準となる点数に網かけをしております。例えば、確認事項では1点に網かけをしておりますが、提案事項では0点に網かけをしております。

次に、採点に際しましては、確認書類等の欄にお示ししています様式等の内容をご確認いただきまして採点をしていただきますが、仮に書類で確認できないといった場合がありますら、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますので、プレゼンテーション審査時に確認をいただくということになります。

また裏面2ページの一番下をご覧くださいませでしょうか。その◇の2つ目、配点についてというところですが、この基準についての、採点の満点は100点となります。

次に、その下になりますが、仮に確認事項は全て満たしている。この場合、全て1点であったけれども提案事項が全くなく加点が0点という場合、つまり全項目が網かけをしている基準の点数であった場合には、合計で45点となるといった採点方法になります。

非常に駆け足で、ちょっとわかりにくいご説明かと思いますが、資料9の選考基準についての説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。案件①の内、選考基準(案)について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

【委員】

確認事項というのは、クリアしないとだめな必須事項ということですか。

【事務局】

はい、そう考えていただいたらいいかと思います。

【委員】

もしかすると、そこに0って採点をした人がいたとしたら、何か差しさわり出てくるんですか。確認事項で、満たされてないんで、その人の主観で0やったら、何か全体の採点にすごく影響が出てくるのでは。

【会長】

トータルの点数が出てくると。

【委員】

そうですね。

【会長】

あとは、多分、点数の確認なり何なりということ。

【事務局】

そうですね、この後で、選考の手順についてもご説明をさせていただくんですけども、それぞれの各委員で採点をしていただいた後、一旦、事務局で集計をしまして、全体的な採点というのをそれぞれ各委員さんでご確認いただいて、例えば、委員さんの中で採点が割れているところですかというのがございましたら、意見交換なりをしていただいて、認識の共有化をしていただくといえますか、そういった形もしていただきながら、最終、採点を進めていっていただくということになります。

【事務局】

採点して、それで終わりではなくて、お名前は伏せますけども、一旦、全員の評価というのをを出していただいて、項目ごとというか、特に確認事項については、大体、そんなに認識は違わないと思うんです。ただ、そこでおっしゃるように恣意的につけられた場合に0にしてしまうというケースは可能性としてはあるかもしれませんので、そこで確認していただく中で、やっぱり議論していただいて、いや、もうそれは0ではなくて1ではないかみたいなことで、再度、もう一度採点をしてもらうという手順を考えております。

【副会長】

それでも、やっぱり0がつくということは、この条件を満たしていないので、その時点でアウトではないんですか。1つでも項目を満たしていなかったら、0がついたら、やっぱり、この募集要

項を満たしていないわけですよ。その事業者が選ばれるなんてことがあっていいんですか。

【事務局】

だから、その部分は、本来、そもそもこの募集要項で求めていることの部分なので、さっきの話は恣意的なことがあった場合に、議論の中で確認してという話ですけども、やっぱり複数の委員の方で、これはどう考えても0だろうという場合は、確におっしゃるように満たしていないのかなということにはなると思いますので、そこら辺も。

【副会長】

0がついた時点で、もうその事業者は採点の対象から外れるということではないんですか。

例えば、障害児保育を実施することとあって、この19番の項目に取り組んでいるかと書いているところで、1は取り組んでいる、2はかなり充実したものを取り組んでいる、これはわかります。0は取り組んでないということです。ということは、この要項を満たしてないということです。ということは、その時点で、この事業者はアウトということではないんですか。

【事務局】

そこで、もう切ってしまうというのも1つの考え方としてはあるのかなと思うんですけども、全体の他のことも含めて、最終的にプレゼンテーションも含めて、そういう項目はあるけども、一定すばらしいというか、結構、質の高い保育が実施できそうという部分の可能性もないのではないかなと。

【委員】

いいですか。

【会長】

どうぞ。

【委員】

副会長の意見、私も思っていたことなんですけど、この応募資格及び条件ってあるんですね。そうすると応募資格と条件が、この選考基準の中に入っているから、ちょっとおかしくなるんじゃないかなと思うんですね。そもそも資格や条件を満たしていなかったら選考する価値がないんじゃないかというお話だと思うんですね。私も同じで、前回つくった資料には、もう応募条件と選考すべきポイントというのは分けて考えたらいかがということで、ちょっと提案させてもらっていたんですけども、今回も、そうしたほうが。

【会長】

恐らくなんですが、基本的には、その選考基準の実施というのは、満たすというのが基本なことだと思います。もしかするとですよ。先ほどの障害児保育のところであれば、ないと言うたら、それは恐らく問題で、では本当にないんですかというのが恐らくプレゼンテーションのときの確認

になるんだと思うんですね。で、ないんですと言われたら、そこはもうそこで外れるということになると思います。当然、そうだと思いますし、それが複数いた場合には、それで満たしてないところは落ちていくという形になります。もし1園さんであったら、本当にできないんですかというやりとりというのは出てくるだろうなと思うんですね。こちらの要望としては、逆に言うとなぜやられないんですかというようなご質問をした上で、いや、うちでは無理なんですと言われたら、それは無理なんだと思いますね。それは、当然そうですね。そこで1園しかなかった場合には、もうそれでお終いという形にはなると思います。

【委員】

その議論で話をしちゃうと、ちょっとおかしくなる。例えば、4番の保育所整備資金が確保できているかというところ、そこを当てはめると、いや、確保できるでしょうという話になって、おかしくなりませんか。

【会長】

そのところは、いろいろな多分、確認をされる方法があるんだと思うので、多分、高橋委員に入っているのは、それが本当に妥当なのかどうかというのは、やっぱり私どもではわからない部分があったりするので、プレゼンテーションをされたときに、そう言っていますけど、ちょっと客観的に見ていただいて、いや、それは無理じゃないかとかというふうになったら、そこはちょっと難しいかなというところになってくるんだろうと思うんですね。そこら辺は、恐らく、応募の段階では、皆さん、どの園さん、あるいはどの法人さんも、やりますという前提で、多分、送られてくると思うので、ただ、それをきちんと客観的に精査しましょうということが、4番なんか特に大きな問題になると思うんですね。実際、そのところは、恐らく僕は個人的には、そこはとっても大きな項目で、移管したはいいいけど、運営できないということ、それはあってはならないと思いますので、やっぱりそこは客観的にきちんと見ていただいて、大丈夫そうであるのかな、あるいは厳しいのか、あるいはどうなのかというところを、私どもが共有していくという形になるかなと思います。

【委員】

今の私の理解は、まずは、そもそも応募資格及び条件を満たしたところがやってきます。ただ、それはあくまでも、法人が主観で言ってるだけなんで、それを客観的にもう一度ここで改めてチェックをしましょう。だから、本来ならば、そもそも0なんかあり得ないよという感じですよ。そういう理解でいいですかね。

【会長】

基本的には、そうですね。明らかに、やはりこちらで判断したときに、そうはいつでも、それはちょっと足りないよねというところでは、やっぱり0がつく部分というのはあると思います。

【委員】

そうです。もちろんそうですね。

【会長】

それはあると思います。ただ、出てくる前提としては、恐らくこれを満たしてくるというのが基本的に前提になるだろうと思います。あとは、こちらの判断で、0でしょうということだろうと思います。そこが一番シビアなのは、やっぱり4番のところというのは、結構シビアにこちらが判断していく部分になるだろうと思います。

【副会長】

今の4番の部分はわかるんで、資料を見て、こちらで判断するというのはわかるんですが、障害児保育とか、もう明らかにやっているかやってないかじゃないですか。それで、やってないという提案が出てきたりというのは、はねのけるべきなのではないのかというのが私の。もう誰が見ても、やっているかやってないかじゃないですか。それをここで議論して、これはやっているかな、やってないかなみたいな判断でない項目まで、こっちで判断するのはちょっとおかしくないですかという気が。

【会長】

もし、本当にプレゼンテーションなり、提案書の中でないというふうになったら、そもそも。

【副会長】

こっちに上がってこないようにしてくれるんですかという話です。

【会長】

上がってこないようにということですか。

【副会長】

そもそもここまで、私たちが判断、全部見ないといけないのか、ある程度、条件を満たしているということを市の方で判断してもらったものを、こっちに出してくれるのかというところ。

【事務局】

これまでのこの選定審査会では、事前に市の判断という形はとっておりませんで、委員の皆様に書類とプレゼンテーションをそれぞれ審査していただく中で最終的に点数化して決まっていくというような形でやってきました。

【会長】

今の現状でいえば、4園さんが説明会に来ていただいているということなので、それが条件になっているので、マックス4園さんは応募してくる可能性がある。ふたをあけてみたらゼロなのか1なのか、ちょっとわかりませんが、一応、今のところ4園さん。それで、今の副会長のお話ですと、もしそれをチェックしていただいて、4園全部出てきたけども、3園に絞って出てくるかというところではなくて、とりあえず4園全部を、私どもで審査するというのが今のところの事務局の考え方ですかね。

【事務局】

はい。

【副会長】

もう一回確認。それだと、例えば、11 の項目は、もうやっているかやってないかで、1 か棒線じゃないですか。これはやってないということがないじゃないですか。これと同じで障害児保育も、基本0のところは棒線じゃないんですか。これと同じであれば。保育所の休日も、もし年末年始もやりますよと言っているのであれば、2になるとかというような項目じゃないんですか。その辺の整合性がよくわからない。何でこっちは棒線が引いてあって、こっちはゼロがあるのか。これ、年末年始のみとされているかどうかだけですから、やっていなかったらだめだからこうなっているんだと思うんですね。それだと、障害児保育も同じ扱いではないんですか。実施することって、募集要項の4 ページに書いてありますので。努力することとかだったらともかく、することと。

【事務局】

むしろ11番は、逆に上のように2、1、0とする方がいいのかもしれないですね。

【事務局】

障害児保育に取り組んでいるかに0つけた場合、これから取り組むという意味ですね。今は取り組んでないですけども、次からはしますよと。

【会長】

今回の0にあたって、取り組むというようなものがあるかもしれないという話ですね。

【事務局】

という意味だと思っています。

【副会長】

これ、今、取り組んでいるかということですか。

【事務局】

そこは0なんですね、今、取り組んでいなければ。

【副会長】

そういう意味ですか。今の園が取り組んでいるかどうかという。

【事務局】

そうですね。今、やっている園が取り組んでいるかどうかということだと思うんで。

【会長】

それで提案として、今後は。

【事務局】

今後はやりますよというのがあったら0で。

【副会長】

わかりました、それで理解できました。すいません。

【事務局】

ただ、これ見ていると、例えば「保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか」というのは、これは絶対1で、下はバーじゃないとダメな気はしますよね。ちょっとそれはどうなのかな。今まではこれですときていた。

【事務局】

基本、そうですね。変わりはないと思います。

【事務局】

蹉跎のときにそんな話になったよね、1回。最低必要な分は、バーになったとかって。

【委員】

今の17番の保育課程とか、指導計画を必ず作成しなければいけない、という話ですよ。

【事務局】

そうですね。必ず作成しなければならないですね。

【委員】

それで0になっているのがおかしいんじゃないですか、ということですね。

【事務局】

そういうのはバーなのかなとか、ちょっと今、思っただけです。上があるのはいいんだけど、下があるのはおかしい。

【委員】

だから、項目を多くすればするほど、勘違いというか、主観で、結構、つけ方が変わったりというような様子をはらんだような文言とか、誤解とかいうのが絡む可能性があるんで、その基準自体は、別にそう大層に神経質に訂正入れたりどうこうしなくても、実際に審議をするときに本当にそういう危険性があるんだったら、そういうのはちゃんと見つけてアウトにしようという、そういう腹づもりでやったら一番いいのかなと。そういう客観的な練りが何もないとこで、ぼんとアウトと

なって、実は違ったっていったら救いようがないので、基本的に、変なものが上がってきても私らがちゃんと見ていたら、チェックできるという、それぐらいで見といたらいいのかなという。文字って怖いですからね。項目が多くなればなるほどね。

【委員】

判断する指標がちゃんとあればいいですけど。

【委員】

こういうことの実験がないのですごい不安なんですけども、5番みたいに、「保育理念が児童福祉等の趣旨を踏まえ」って、児童福祉法等の、そこら辺のことを私なんかは詳しく知らないので、ちゃんとそれで配点ができるのかなというのは、すごい今、不安なんです。先ほどから出ている障害児保育も、今は障害児保育とかアレルギー対応の食事とか、それも今はやっていないけど、今度はしますよ。今度、走谷の保育所のかわりの保育所になるときはしますよと言いはったら、1でいいんですか。

【委員】

そういうことになりますよね、今言ってるのは。

【事務局】

障害児保育は0ですよ。

【委員】

障害児保育は、今はしてないけど。

【委員】

現在を見るんですか。

【事務局】

はい、取り組んでいるかという中でですね。

【副会長】

だから、19の項目ではやっているかやってないかは。

【委員】

取り組んでいるかいないかだから、今、取り組んで、今の。

【副会長】

だったら0で、普通にやっていたら1で、すごい素晴らしい障害児保育をやっていたら2ですね。次、提案が20になるということですね。

【委員】

なら、21 の、このアレルギー対応も、今は、やっていなかったら0ですね。その法人が、アレルギー。

【副会長】

21 は、でも、提案のほうじゃないですか。その辺がちょっとわかりづらい。

【委員】

21 は確認ですよ。

【副会長】

でも、走谷保育所でやるかやらないかを確認する。だから、どっちを確認するかはわかりづらいんですね。今、運営している園のことを確認する項目、さっきの障害児保育なんか、今やっている園のことを確認する。でも、このアレルギーのことに関しては、提案されている内容が、アレルギーのことが提案されているかを確認するんですよ。その点、少し、基本はそっちのほうなんですかね。障害児保育はかなり例外的なものなんじゃないかな。

【会長】

ぱっと見た感じですけど、確認事項はやっぱり確認で、ちょっとわかりづらい、副会長がご指摘になっているようなところがありますけど、例えば、11番、12番、16番ぐらいまでの、これはもう確認事項ですよ。恐らく内容的には。提案ではなく確認事項という気がしますので、ちょっと例外的に、うんと思う部分もありますが、ご指摘にもありましたように、基本的には提示していただいた確認は確認、あるいは提案は提案という形にはなっているのかなとは思いますが。例えば、39番なんかは、プレゼンテーションで「走谷保育所の保育を引き継ぐことについて、理解して、誠実に取り組もうとしているか」って、これは確認ですよ。そういう姿勢が見えるかどうかというのを確認していくんだらうと思うので、あとは内容の提案のところ、じゃ、どんなバリエーションがあるのかというのが、多分、ちりばめられているところだと思います。

どうですかね。その辺で確認なのか、提案なのかというところのわかりにくいところというのが他にないのか。

【副会長】

先ほど言われた12番なんですが、この、共済給付制度に加入を予定しているかどうかですよ。それは上と同じじゃないんですか。加入しているかしてないかの、予定しているか、してないかの、どっちかじゃないですか。この制度に加入しているプラス、他のものにも加入しますよという提案があったら2にするという意味なんですか。

【事務局】

そうですね。

【副会長】

そういう意味。

【会長】

それは言えますよね。それはあり得ますよね。プラスアルファのものに入るとのことですよ。

【委員】

プラスアルファって、それは何になるの。

【事務局】

いろんな保険があります。保育所内でけがをしたとき。公立保育所の皆さんは、スポーツ振興センターの保険に入っていると思いますが、民間でいろいろ傷害保険とか、賠償責任保険とか、いろんなものがありますので、民間は結構、独自でいろんな保険に加入しておられますね。

【副会長】

でも、それに加入していても、こっちは絶対なんですね。まずはこれに加入するか。

【事務局】

そうですね。それは、今の部分を継続してもらおうという意味です。

【副会長】

そういう意味ですね。

【委員】

そういうのって、そもそも出てくるんですか。要は伝わっているんですか、こういうことって。

【事務局】

大体、過去の例でいうと書いてこられますね。

【委員】

私たちが、他に実はすばらしい保険に入っていたとしても、言ってもらわないと判断ができない。2をつけられないじゃないですか。

【事務局】

そうですね。そういうふうに考えておられるところは記載されています。

【委員】

これだけではちょっと不足しているので、他にも入っていますとかはおっしゃるか、書いてこられるんですかね。

【事務局】

保険のことは余りおっしゃられはしませんけど、書いているか書いてないかだけの話かなど。

【委員】

ちょっともう一回、今の確認なんですけども、法人はどういうことを提案、いわゆるこの配点内容を知ることができるんではたっけ。

【副会長】

できないですよ。

【委員】

できなければ、今みたいにここを提案したら。

【委員】

ポイントが上がる。

【委員】

そうなんですよね。わからなきゃ、向こうも言ってこないんじゃないかなど。

【事務局】

でも結構、記載している書類は、やっぱりここに応募されているところは、自分のところであるという前提でこられますから、結構、記載内容、それぞれ自分のやっている取り組みとか、いろんなことをアピールされてこられますけどね。

【委員】

もちろん、そうですね。

【事務局】

申込書類の様式の9番というのが、先ほど説明した分にあると思うんですけども、その中に提案内容概要書ということで、本日の資料2の一番最後の様式です。様式9というところに、それぞれの法人の募集要項等に基づいた考え方ですとかを書いていただく、最後にまとめていただくという様式があるんですけど、その中に網かけをしている項目が、一応提案事項ですというふうにはなっていますので、この内容について、法人としての考え方を提案してくださいという形では、示している形になりますので、網かけをしている部分については、特に積極的にこういうことをやりますというご提案はいただけるのかなとは思っています。

【委員】

けど今、ここを変えるのって、そんなに大変なことなんですか。2じゃなくて、ハイフン、ハイフンにするのはダメなんですか。というのも、今と、走谷と基準を合わせていけば、いいのかなと

思っています。現在の走谷って、ここの保険だけ、12番だけの話をすると、これしか入っていないですよ。提案なんか別にいいんじゃないかなと思うんですけどね。

【委員】

僕、思うんですけど、書類審査で、初めにつけますと。0をつける人もいるかもしれないけど、0って、やっぱり目立つ、何なんやという感じになる。そこは、プレゼンテーションのときに、どうなんですかって聞く。で、実はこうなんですよ、ああなんですよってなったら、直すべきものやったらやっぱり直す。例えば保険の場合でしたら、その何々に加入を予定しているかというのに対して、書面上は予定してないって、こう書かした人は、書類審査上は0という評価になると。それで0って何なんやということで、プレゼンテーションで、やっぱり聞くべきところやって聞いたら、実は、こういうのとかこういうのと予定してるんですよという話が出てくる。それなら、2とか、場合によっては1とか。そういう言葉でいろいろ判断が分かれるような部分も、プレゼンテーションで是正するというか、すべきものはして、採点が妥当なとこに差は出ても落ちつくという、作業するとなったら、余り文章を急にいらってどうこうより、もう実際に、ちょっと判断つかへんようなところは聞いて、その場で改善したらそれでいい法人が選べるんじゃないかという。

【会長】

今、委員のお話を聞いて思ったんですけど、恐らく、選考方法のほうを、一緒にご説明いただいたほうが、多分、わかりやすいんじゃないですかと思うんですね。ちょっとそこをさせていただくと、そこも合わせて。

【委員】

そういう単体部分で、修正もできるというようですね。

【事務局】

では、よろしいですか。じゃ、先に選考方法についてもご説明させていただきます。次の資料10番ですね。資料10「選考審査の手順について（案）」をご覧ください。

選考審査の手順としましては、大きく4つの段階に分けております。

1つ目が書類審査、2つ目がプレゼンテーション、3つ目が運営法人の選考、最後に審査結果や附帯意見を報告書にまとめていただくという流れになります。

それでは、1つ目の書類審査の欄なんですけども、まずは提出書類の説明ということで行わせていただきます。これは、応募のあった法人の提出書類について、事務局から内容の説明をさせていただきます

また、次の段階としましては、選考審査の仮審査としまして、各法人の提出書類を「選考基準」に基づきまして、「選考審査表」（仮審査用）というものがございまして、そちらに採点し記入をしていただきます。その際に、採点の途中で、ご不明な点などがございましたら、適宜質問などもしていただきながら、専門分野の委員でありますとか、事務局から意見や見解を述べさせていただきます。

次の段階といたしまして、選考審査集計表（仮集計）という段階になります。採点していただい

た各委員の採点を、事務局が名前を伏せた状態で仮集計を行いまして、委員の皆様へ配付させていただきます。

例としまして、次のページをめくっていただいでよろしいでしょうか。

こちらに仮集計表の例として示しております。表の右上のほうに、A、B、C、D、E、F、Gということで、アルファベットが記載しておりますけれども、これが名前を伏せております7名の各委員をあらわしております。また、この例では、甲、乙という2つの法人から応募があったケースを仮定して、各委員が採点した点を集約したものとなっております。表の一番右に、採点の集計結果の合計欄ということをつけておりますが、採点項目が多いため、総合計につきましては、この記入例の3ページの見本の一番下になります。

採点内容につきましては、後ほど説明させていただきますので、今は皆様へ配付をする仮集計表のイメージは、こういったものになるということで、今の時点では見ていただければと思います。

皆様には、このような集計表をもとに、疑問点やお気づきの点などがありましたら意見交換を行なっていただきまして、必要があればその時点でご自身の採点を修正していただくということが可能となっております。

それでは、資料10の審査手順の表紙に戻っていただいでよろしいでしょうか。説明を続けさせていただきます。

続いて、2. プレゼンテーションの段階になります。

プレゼンテーションにつきましても、法人のプレゼンテーションが終わりましたら、プレゼンテーションの項目につきまして「選考審査表」（仮審査用）に採点をしていただきますが、プレゼンテーションの中で、書類審査時に確認できなかったことや、やりとりの中で評価が変わることがあれば、それについても修正をしていただくことが可能となっております。

プレゼンテーション後は、再度、書類審査と同様に、事務局で仮集計を行いまして、その結果をもとに各委員の皆様へ再度、意見交換をしていただきまして、その後、3番の運営法人の選考の段階に移ってまいります。

この段階では、法人の最終選考ということで、「選考審査表」（本審査用）という様式に最終的な採点をしていただき、改めて事務局で選考審査の集計を行わせていただきます。

仮審査での選考審査集計表と同様に、本審査結果の集計表をまとめたものを事務局で作成いたしまして、各委員へ配布をさせていただきます。

その結果を元に法人を決定するわけですが、その方法としましては、「選考審査集計表」に基づき、次の3つの条件を満たしていることを条件として法人を決定してまいります。

①として、基準点合計（315点以上）を満たしていること。これは、先ほどの選考基準（案）のところになりますけれども、確認事項を全て満たしている場合は45点であるというふうに申しましたけれども、それを基準点としまして、7人の委員がおられますので、45点掛ける7人で315点以上を満たしているということで設けさせていただきます。

②としまして、各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人。ここでは、例としまして2法人の応募があり、総合計が、下の事例ケース1というところですが、甲法人560点、乙法人530点という場合を挙げております。この場合は、甲法人の総合計が高いということになります。

次に、③としまして、委員ごとの総合計を比較しまして、最も多くの委員が合計点が最も高い、

この場合でしたら甲法人を選んでいるということをもう一つの条件としております。

ただし、総合計が同点となる委員がおられた場合には、この場合は、②の条件に照らしまして各委員の合計が最も高い法人、この場合は、甲法人を選んだとみなして人数をカウントさせていただきます。また、7人の委員全員が採点された場合には、そういう場合は起こらないと思うんですけども、万一、1名の委員が採点を欠席しまして、3人对3人の同数となったような場合につきましても、この場合は、各委員の合計点が最も高い法人、この場合は甲法人が最終的に選ばれたものいたします。

事例としまして、ここでは2法人の応募があった場合と3法人からの応募があったケースを、ケース1、ケース2ということで示しております。いずれの場合も甲法人を選んだ委員数が、ケース1の場合でしたら4対3、ケース2の場合でしたら甲法人が3、乙法人が2、丙法人が2ということです。甲法人を選んだ委員が最も多いということになりますので、この場合は、①の基準点合計315点というのを満たしておりますし、②の総合計が最も高い法人、また③の最も多くの委員が選んだ法人ということで、全ての条件を満たしているので、甲法人が最終的に決定するという流れになります。

ここで、なぜ、このような複雑な手続を行うのかということになるんですけども、先ほどご覧いただきました、次のページの記入例の3ページ、一番最後をご覧いただいでよろしいでしょうか。

この資料の中では、例としまして、甲乙という2つの法人の応募があり、7人の委員全員で採点をいただいた結果ということで、一番右下ですね。総合計の欄で、573点で乙法人が最も高い、甲法人が555点、乙法人が573点で、乙法人が合計点では最も高い点数となっておりますが、その次に、その左の各A、B、C、D、E、F、Gの各委員の皆さんの、それぞれの合計点を見ていただきたいのですが、このケースでしたら、G委員だけが乙法人を選んでおられて、それ以外の6人の方は、甲法人の方が高い点数をつけているということになります。これは、あくまでも例として、かなり極端な例で作成をしているんですけども、G委員1人が、甲法人に0点、乙法人に100点というような極端な採点を行えば、各委員の採点の総合計による順位が、G委員1人の採点に左右されるということがあり得るということを示すために、こういった例を挙げております。

ただ、実際には、このような極端なことは起こり得ないというふうには思っておりますが、採点上は可能ということなので、このような形で、法人が決定してしまうということは避けたいというふうに考えております。ですから、各委員の皆様の採点に対する目線というのも合わせていただきたいと考えております。

では、資料10の選考審査の手順にお戻りください。そのために、1番の書類審査でありますとか、2番のプレゼンテーションといった、各仮審査後の段階で、意見交換を行っていただきますので、そういった時点で、このようなことが起こらないように、委員の皆様で意見交換を行っていただきまして、採点基準などの認識を共有していただければと考えております。ですからこういった手順を踏んでいただきまして、実際には、3番の運営法人の選考の段階では、ほとんどのケースでは、①の基準点合計である315点以上を満たし、②の各委員の総合計を集計した結果の最も高い法人と、最も多くの委員が選んだ法人という3つの条件を満たしてくることになるというふうには考えております。あくまで、万一の場合に備えて、①、②、③の条件を満たす場合を条件に、法人を決定するという方法をご提案させていただいております。

そして、最終的に決定した内容につきましては、審査結果や附帯意見という形で報告書にまとめ

まして、市長に答申をいただくということになります。

以上で、選考方法についてのご説明を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。今、ご説明があったように、幾つかの段階を経て決めるという形です。ちょっとお手間がかかるようですけども、先ほど事務局から説明があったような懸念事項がありますので、このような形をとっているということだろうと思います。

先ほど来、出ているようなご意見、あるいはご心配というのは、まず書類審査の段階で、1回採点を踏むという手順があります。その段階で、意見交換の機会がある。そのときに、例えば、この部分は不安である、あるいはこの分は確認したいということは、委員の中で確認できるということですね。それをもってプレゼンテーションに臨むことができます。なので、プレゼンテーションで確認すべきことということが、我々の中でも明確になってくるということだろうと思います。それを踏まえての採点という形になろうかと思えます。また、プレゼンテーション後も、それで採点をし直していただいて、さらに意見交換をしていただいてという形をとっていきますので、ある意味、意見、あるいは見解の共有ということが、その段階でできていくのかというふうに思います。

選考基準あるいは選考方法についてのご意見あるいはご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

【委員】

ここに出してある例のパターンだったら、3つの条件を満たしてないということですね。

【事務局】

そうですね。この例でしたら、最も多くの委員が選んだ法人というのと、最も合計点が高い法人というのがずれているということなんで、この場合でしたら、それは満たしていないという形になります。

【委員】

という例ですね。極端ですけど。

【事務局】

はい。そういうことになります。

【副会長】

方法についてですけども、書類審査は、この流れだと、ここに来て書類を見て、その場でつけるという形ですね。

【事務局】

はい。ただ、個々に書類を見ながらつけていただくと、ちょっと終了時間にもばらつきが出ますので、一応、事務局で最初は項目ごとに書いてある記載内容を一定確認させていただきながら、考

える時間もとっていただきながら、つけていただくような流れとは考えているんですけども。

【副会長】

この項目については、ここの書類をご覧ください。このように書いてありますと。

【事務局】

そうですね、はい。

【副会長】

それでちょっと考える時間があって、採点してという感じで進んでいくと。

【事務局】

そうですね。ばらばらにやったら、遅い方が、すごくいろいろ気にしてじっくり審査できないということにもなりかねませんので。

【委員】

これを、こんなんを見て、出された書類を見てと。

【事務局】

はい。だから、項目ごとに疑問点があればその都度、お答えしていきますので。

【委員】

この項目全部を。

【事務局】

そうですね。プレゼンテーションの部分を除いてになりますが、1法人1時間ぐらいはかかってしまいますね。

【委員】

逆に言うとそんなもんで。

【委員】

1法人1時間。

【事務局】

はい、大体、今までのケースは1時間程度ですね。だから4法人になるとかなり時間がかかるということになりますけども。また別にプレゼンテーションも、もちろん提案される時間はとった上で、質問も含めて、それもやはり1時間ぐらいかかりますね。そのときに、書類の部分も確認していただくということも出てくると思いますし。

【委員】

プレゼンまでの間に、それぞれの法人に対して提出書類の内容を聞くこととか、これどうなっているんですかという質問とか、回答を得るとかってできるんですか。

【事務局】

いや、それはプレゼンのときをお願いをしています。

【委員】

すごく時間かかりそうですね、プレゼン。

【事務局】

そうですね。

【委員】

プレゼンは1日で。

【事務局】

法人が何法人応募するかによって、変わってきますね。

【委員】

であれば、事前に解決できるものは先に。まあ、これは後の話ですかね。

【会長】

多分、日程は法人がどれぐらい応募していただくかによって1日なのか、それこそ書類審査と、やっぱりプレゼンの日を分けなきゃいけないのかというのは、ちょっとそこら辺は法人さんがどれだけかになるかによるとは思いますけど。

【委員】

書類審査とプレゼンテーションは別々の日なんじゃないですか。

【事務局】

書類審査とプレゼンテーションは、一応、別々の日ということで。

【会長】

そういう意味では、書類審査をしていただいたときに、プレゼンテーションのときにここは聞きたいんだというようなことをお伝えすることは可能なんじゃないかな。

【事務局】

そうですね。過去には、こういう書類を出してほしいというものを求めたりとかということもし

たことがありますけども。

【会長】

追加の書類なり、あるいはちょっと不明なところがあるかというのは、多分、お伝えというか、事務局を通してプレゼンテーションのときに、ここをお伝えくださいというようなことというのはできるのかなとは思いますが。

【事務局】

そうですね。

【会長】

そういった採点って、やってみないとなかなか難しいというかイメージできない部分もあるのかなと思いますけども、いかがでしょうか。他に。特段、他にないですか。

【委員】

十分です。

【事務局】

最初は大変ですけども、複数あれば、後のほうになればなるほど皆さんも慣れてこられて、やっぱり後のほうが時間短くなっていくところはあると思うんですけども。

【会長】

これは、恐らく委員の皆さん方のイメージとして、大体、1法人さんどれぐらいのボリュームになるとかというのは、目安として大体どれぐらいのというのは。

【事務局】

やっぱり添付書類で、たくさんの施設があるところは。

【事務局】

大体、これぐらいですね、1法人で。ただ、今回、結構、複数施設運営している法人がありますので、会計関係の書類がかなりボリュームがあると思いますけども。それでちょっと、高橋委員、大変なんですけども。

【事務局】

多分、添付書類を除いた様式の1番から9番とかというところでは、何か書類を添付していただいたとしても、多分、1センチぐらいの厚さにはなっていたと思うんですけども、会計関係の書類とかが、かなり添付書類が膨大になってくるケースがあると思います。

【事務局】

保育所調書も保育所をたくさん経営されていますと、保育所ごとに全部出てきますので、それもボリュームが大きくなりますけども。

説明会に来られてきた中で、一番たくさん持っておられるところが10数施設を持っておられましたので、そういうところはかなり書類が分厚くなると思います。

【事務局】

保育だけでなくそれ以外の、高齢者施設とかも含めて。

【会長】

法人という形でですね。

【委員】

社会福祉法人は、そういったものですからね。

【会長】

基本的には、事務局さんがわかりやすい形でリードしていただきながらという形にはなりますが、ちょっとお時間、場合によっては、法人さんの数によっては長丁場になるということは、ちょっとご了解いただけたらというふうに思います。

他、いかがでしょうか。特になければ案件①はおおむね、事務局案のもので了承されたかと思いますが。

【委員】

案件の①って。

【会長】

今の選考基準（案）ですね。選考方法というところの部分になります。

【委員】

ああ、これの中身の話で。

【会長】

そうですね。

【委員】

ちょっと今の話じゃないのかもしれないんですけど、評価指針というのが、結構ふわっとしていると、文字もふわっとして、評価指針もわかってなければどう判断すればいいのかということが、今の時点で不安なんです。先ほど、委員さんも言われていたと思うんですけども。それって、どういうふうに今後、解決できるんですか。

【会長】

その辺はいかがでしょうか。

【委員】

例えば、社会福祉事業に熱意と識見を持っているかとかって、人の主観によって1なのか2なのかというのは変わってくると思うんですね。じゃなくて、一応、ある程度皆さんの、じゃないと得点が全然。

【会長】

恐らくなんですけども、私の個人的な意見というかあれですけども。恐らく多分提案書を見ていただくとすごくよくわかるだろうと思いますね。出てきたものを見ていただいて、しかもそれが4法人並んでいったときに、それをずっと読んでいくということがありますので、そこに比較が出てくると思いますので、やっぱり逆に言うと、その基準を余りがっかりしてしまうよりも、見ていただいてわかってくるところというのがあるかなとは思いますが。そのほうが、逆に言うと早いような気はしますが。

【委員】

それが難しくて、ここの。

【会長】

そうですね。熱意とかいうのは本当に。

【副会長】

熱意は、ある程度主観にならざるを得ない。

【会長】

そうですね、それはそうだと思います。

【副会長】

同じことを聞いても、同じことを書いてあっても、熱意があると思えるか、そうでないかは。そこはやっぱり点数の差が出てくるところだとは思いますが。ただ、0か1かの差はかなり大きいですけど、1か2かの差は。そうしないと全員が同じ点数ということになっちゃうので、そういうことを求めるものではないので、ある程度、主観が入る部分とそうでない部分というのが項目によっては多分あるのかなと思っていますので、主観的な部分でつけざるを得ない部分と、あとは専門的な意見を聞いてからつけざるを得ない、だから会計的なことなんかは、正直わかりづらいので意見を聞いてから判断するという。保育内容とかにしてもわかりづらかったら、事務局にもこの中にメンバー並んでいるんですね。

【事務局】

はい、保育士がおりますので。

【副会長】

保育士の方にお聞きしたりすることも可能ということなんですね。

【事務局】

そうです。

【会長】

いかがでしょうか。それでは、おおむね事務局案で了承されたかと思しますので、選考基準と選考方法は事務局案といたしたいと思います。

それでは、事務局から選考にかかわることで、その他、何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局から1点、お願いがございます。次回の第3回審査会から、選考を行っていただくんですけども、その際、公平な選考という観点から、応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方、又はその法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきましては、選考に関する利害関係者となりますので、もし、そういう方がおられる場合は、審査委員としての採点につきましては、ご辞退をいただくといったことも適当ではないかと考えております。現時点で委員の中にこういった要件に該当する方が、可能性のある方がおられるかどうかですとか、また、応募の結果を見ないとどの法人が応募するかというのはわからないわけなんですけども、結果を踏まえて、次回の選考の前に、万一、そういったケースに該当するということがございましたら、お申し出いただきまして、審査会の場で確認をいただいた上で、そういった該当する法人については採点しないといった場合の詳細な取り扱いについて、必要があれば改めてご審議をいただければと考えております。

この点につきまして、選考に先駆けて、事前に確認をしておいていただく必要があるのではないかと思いますので、今回、ご提案させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から提案がありましたが、現時点では、まだ、どの法人から応募があるかわからない状況であります。選考前に、公平性の観点から、事務局からの説明があった事態が生じた場合の対応を、はっきりさせておくということですが、皆様、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

では、そのような形でというふうに思います。

それでは、そのようなことが生じるかは現時点ではわかりませんが、まずは、応募法人の関係の

方につきましては、採点をご辞退いただくということでお願いをいたします。

以上で、選考方法については、おおむね事務局案で了承されたかと思えます。

なお次回、第3回の書類選考の前に、もう一度、皆さんと選考方法については、応募法人の関係者に該当するかを含めて、ご確認を行いますのでよろしくご願ひいたします。

ここで改めまして、委員の皆様方にご願ひがございます。本日、審議していただきました選考基準や選考方法に基づき、次回以降、採点を行っていただくこととなります。

今後、法人の選定を行うに際し、本日の内容が外部に漏れますと公平な選考の妨げになってしまいます。あわせて、委員には守秘義務が課せられていますので、この点について、くれぐれもご注意を願ひしたいというふうにありますので願ひいたします。

【委員】

最初のアンケートの結果についてとかいうのは、別にいいんですよ。あれは募集要項のときの話の続きなんで、公開の場でのあれなんですよ。要は職員、保育所と、何とかと、何とかのアンケート、結果、どうでした。保育内容については対象の記載はなかったですよとか、そんなのはオーケーなんですよ。

【事務局】

それは、この選考とは直接関係のない話です。

【会長】

それでは、事務局から法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について報告を願ひいたします。

【事務局】

それでは、法人決定までのスケジュールについて、ご報告とご確認をさせていただきます。

スケジュールにつきましては、前回の第1回審査会資料にも資料11としてご提示をさせていただいておったんですけども、それに一定の修正を加えさせていただきまして、新たに本日の資料として資料3という形で配付をさせていただいておりますので、ご確認いただけますでしょうか。

ここに記載しておりますのは、これぐらいの時期に、こういった内容を決めていただきたいという事務局としての想定スケジュールにはなりますので、これをもとに各委員の皆様スケジュールを調整させていただきまして、今後のスケジュールとして決定をしていきたいと考えております。

現在、既に10月5日から応募書類の配布を開始しておりまして、11月13日が応募申請の締め切りとなります。

その後、書類審査に向けて、事務局で書類の準備等をさせていただきまして、今の時点では、12月2日ということで書かせていただいておりますが、第3回選定審査会の場で、書類審査を行っていただきたいと考えております。土曜日の開催ということで書かせていただいておりますが、現在のところ、最大4法人の応募が想定をされているというところで、先ほどもご説明しました書類審査につきましても、採点だけで1法人1時間程度かかるのではないかなというふうに見込んでおり

ますので、実際の法人の応募の数にもよるんですが、平日の夜の、こういった形の開催ですと、場合によりましては1回で終わらないという可能性もございます。また、委員の皆様のご都合によりましては、平日で複数日の開催ということも考えられるんですけども、やはり同じ目線で審査をいただくという公平性の観点からも、同じ日に全ての法人を見ていただいて、審査をいただく方がよいのではないかなというふうには考えております。

また、第4回はプレゼンテーション選考ということで、12月17日の日曜日ということで想定をさせていただいておりますが、こちらも応募法人の数によるんですけども、同様の理由から、朝から審査をしていただきまして、最終的な審査、法人の決定まで、恐らく1日がかりになるのではないかなと思っております。

これらの日程につきまして、皆様のご都合もこの場でご確認させていただいて、ある程度、決めさせていただきたいなというふうに思っております。

【委員】

質問いいですか。

【事務局】

はい。

【委員】

大体、見学に来られた法人さんって、今までの実績として応募して来られるんですか。要は、4件、来そうなんですか。

【事務局】

それは何とも言えません。

【委員】

いいですよ、別に。

【委員】

見に来ただけで応募しないとか。

【委員】

過去の実績としてなんで、今回どうやったとかはって別に問わないんですけど。

【事務局】

中には、枚方ではないですが他市の民営化に応募して、今、運営されている法人はあります。

【委員】

そこで落ちたりしたらこっちみたいなんで、併願みたいな感じのですか。

【事務局】

併願は、なかなか負担が大きいのかなと思うんですけども。今、他市の、今現在じゃないですよ。過去に応募して、民営化の園を受けておられるという意味ですよ。

【事務局】

見学に来た人は、大体応募しはるのかどうかということ。

【委員】

そうですね。それを聞きたいんです。

【事務局】

必ずしも、宮之阪保育所の場合は、7か8ぐらい、多分、説明会に来られましたけども、応募は5法人でした。

【会長】

スケジュールの確認ということですので、ここで会議を一旦中断したいと思います。スケジュール確認を事務局さんの方でしていただくということですので、一旦、中断という形でもよろしいでしょうか。

.....

【会長】

それでは、会議を再開いたします。事務局から、スケジュールに関しての説明を再開してください。

【事務局】

はい。次回、第3回の書類審査につきましては11月29日の19時から、第4回としまして書類審査を同じく12月1日の19時からということで、応募法人の数によっては、12月1日についてはなくなる場合もあるということで考えております。

また、プレゼンテーションにつきましては、第5回目の審査会を、12月23日の朝9時からさせていただきますという形にさせていただきたいと思います。プレゼンテーションの方も、少し時間は長くかかるかとは思いますが、迅速な運営に努めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、応募のあった法人と日程調整をさせていただくんですけども、委員の皆様の中で、応募法人が運営する保育園の見学をご希望される場合につきましては、見学会について、今、この表の中で12月4日からの週に応募法人の見学会予定ということで書かせていただいていますけども、調整をさせていただいて、そういった場も設けさせていただきたいと思います。見学の希望につきましては11月中旬ごろに各委員様に照会をさせていただく予定をしております。このスケジュール表では、11月17日に応募法人見学照会と書いていますが、大体、それぐらいの時期に、ご希望、

どうですかということで確認をさせていただきます、該当の園と日程調整等をさせていただきますして、次回の第3回の選定審査会で、詳細等について、またご説明させていただきたいと思います。スケジュールについては以上でございます。

【委員】

ちょっと確認させてください。見学会というのは、委員が対象。

【事務局】

そうです。委員の皆様にも、見学のご希望を、どうですかということ、まず確認させていただきますして、希望のあった委員を対象に見学をしていただくという形になります。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

今、ご説明があったような形ですが、4法人になりますと、かなり大変ではありますが、ただ選定という意味ではできるだけ多くの、4法人全て応募していただけたらと思っております。ぜひ、多くの法人に応募していただけたらなと思っております。

これは、私、会長からの提案なんです、法人経営については、なかなか私どもではわからないという部分があります。それに関しては高橋委員について、ご専門ですので、事前に見ていただいて、次回の選考の審査の会にあわせて、いろいろお話、ご説明していただけるように、ちょっとお手数ですが、その辺よろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

お願ひいたします。では、そのような形で高橋委員にお願ひをしたいと思ひます。事務局、それでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。よろしくお願ひします。

【会長】

では、また高橋委員と事務局で日程を調整していただいて、その辺は、やりとりをしていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】

お願ひいたします。

【委員】

はい、わかりました。

【会長】

大変、長い時間になりましたが、これで本日の案件は全て終了いたしました。次回の会議日程は、先ほどの話でよろしいですかね。

【事務局】

そうですね。11月29日午後7時からということですが、会場につきましては、また調整させていただきます。ご連絡をさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。